

答 申 第 33 号
平成 21 年 5 月 21 日

仙台市教育委員会 様

仙台市情報公開審査会
会 長 佐藤 宏

仙台市情報公開条例第 18 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 20 年 11 月 27 日付け H20 教総総第 995 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 47 号

『教員採用試験に関する口利き及び結果を合否発表前に教えたことについての調査並びに関係者の処分に関する

「口利きをした人物の名前や役職が分かる文書」

「処分された者が合否結果を教えることになった理由が分かる文書」

「荒井崇教育長を訓告処分することになった審議内容が分かる文書」

「西城正美教育次長を厳重注意処分することになった審議内容が分かる文書」』

に係る公文書非開示決定及び公文書一部開示決定に対する異議申立て

答 申
(諮問第47号)

1 審査会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定に係る非開示部分のうち「仙台市教育委員会職員賞罰審査委員会の開催について」の資料2「今回事案の量定」中「処分についての根拠等」の部分为非開示としたことは妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分为非開示としたこと及び実施機関が行った非開示決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき別記記載の13文書の開示を請求したのに対し、実施機関が平成20年10月29日付けで別記(6)及び(7)の文書については非開示決定を、別記(8)及び(9)の文書については一部開示決定をしたことについて、その処分の取消しを求めたものである。

3 申立人の主張要旨

申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての主な理由は、次のとおりである。

(1) 別記(6)の文書の非開示について

- ① 教員採用試験の可否結果の事前通知を依頼した市議会議員の名前及びその理由並びに教育長ら
がその依頼に応ぜざるを得なかった理由を公表し、世間に明らかにすることは再発防止のためにも必要なことである。
- ② 特定の受験者の名前を可否に影響のある役人に伝えること自体、口利きといえるのであり、事前通知が行われたということは、口利きがあったことの証拠である。事前通知を依頼する以上、該当する受験者の名前や人柄なども伝えたはずであり、その行為は口利きに相当するから、口利きの件数がゼロであるはずはない。
- ③ 事前通知を依頼した市議会議員の名前は必要がないので調査していないとのことであるが、仙台市教育委員会職員賞罰審査委員会（以下「賞罰審査委員会」という。）が本人からの話だけで報告書を作成することはありえず、自己申告のみにより訓告処分や厳重注意処分が下されるはずもない。賞罰審査委員会は、当然、自白の裏付けを取るための調査を行ったはずである。また、口利きや事前通知があったかどうかは一応調査して集計表を作成しているから、調査官は相手の名前や役職を聞いたことがあったかもしれない。
- ④ 事前通知を行ったことにより訓告等の処分を受けた教育長らは「始末書」を提出しているが、その文書には事前通知を依頼した相手のことが書かれていると思う。
- ⑤ したがって「口利きをした人物」つまり「事前通知を依頼した人物」について記した文書は存在するはずである。また、正式な文書は存在しないとしても、メモであっても組織的に用いられた文書は開示請求の対象となるのであるから、範囲を広げて調査及び審査すべきである。

(2) 「今回事案の量定」について

- ① 実施機関は、条例第7条第6号を根拠にし、非開示とするが、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」がなければ開示してもよかつたはずである。本件開示請求において「対象職員略歴」や「事案の概要について」が開示されていることと比較考量すると、人事管理に関する事務の部分があつたとしても、非開示にする必要はなかつたと考える。
- ② 仮に開示してはならない部分があつたとしても、その部分だけを非開示とし、それ以外は開示すべきである。
- ③ 審査が終わっているのであるから、今後の賞罰審査委員会が適正な意思決定を行うようにするためにも、公にできる部分は積極的に公表すべきである。

(3) 教育長及び教育局次長の「始末書」について

- ① 実施機関は、条例第7条第2号を根拠にし、非開示とするが、同号ハは「当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」は除くと規定しているのであるから、その部分は開示してもよかつたはずである。「始末書」を作成し、教育委員会に提出した行為も公務員としての職務遂行である。
- ② 仮に開示してはならない部分があつたとしても、その部分だけを非開示とすることもできたはずである。
- ③ 「始末書」の中には事前通知した相手の名前や役職も書かれていると思われるが、市議会議員も公務員であるから当該部分も開示できるはずである。

4 実施機関の説明

実施機関が理由説明書及び口頭による説明において主張している主な非開示理由は、次のとおりである。

(1) 別記(6)の文書の非開示について

- ① 実施機関では教員採用試験等における口利き、合否の事前通知等の有無について関係職員への聴き取り調査を行ったが、事前通知等があつた年度と件数のみの調査であり、口利きをした人物及び事前通知を依頼した人物については調査を行っていない。よつて、口利きをした人物及び事前通知を依頼した人物の氏名等を記載した文書を作成した事実はない。
- ② 口利き、事前通知等の依頼文書等、事前通知を依頼した人物が特定できる文書を収受した事実もない。

(2) 「今回事案の量定」について

- ① 「今回事案の量定」は、賞罰審査委員会での処分量定の決定に特に密接に関わる情報であり、処分の量定に係る判断の過程などが仮に公表されることになれば、今後の賞罰審査委員会での審査決定にあたり適正な意思決定が損なわれるおそれが生じるなど、賞罰審査委員会での公正な審議に影響を与え、ひいては公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。
- ② 申立人は、条例第8条第1項により開示できる部分があると指摘するが、当該文書は全体として条例第7条第6号に該当するため、開示できる部分はない。

(3) 教育長及び教育局次長の「始末書」について

- ① 「始末書」は、反省文やカルテなどと同様、個人の人格と密接に関わる情報であり、個人識別

性がある部分を除いたとしても、それを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある。

- ② 申立人は、条例第7条第2号ただし書ハにより開示できる部分があると指摘するが、同号ただし書ハに規定する公務員の「職務の遂行に係る情報」とは、事業の実施等における公務員としての職務遂行に係る情報をいうものであり、「始末書」は同号ただし書ハに規定する情報にはあたらない。

5 審査会の判断

(1) 本件異議申立てに係る争点について

本件開示請求は、平成17年度～平成19年度の宮城県・仙台市公立学校教員採用試験（以下「教員採用試験」という。）において、選考結果の発表前に市議会議員に対し特定の受験者の合否を知らせたとして、教育長及び教育局次長を含む4名が平成20年9月1日付けで訓告又は口頭による厳重注意となったことに関連し、申立人が別記記載の13文書の開示を請求したものである。

実施機関は、別記(1)～(5)及び(10)～(13)に係る請求については、対象文書の全部を開示し、別記(8)及び(9)に係る請求については、「仙台市教育委員会職員賞罰審査委員会の開催について」（以下「賞罰審査委員会開催に係る起案文書」という。）「仙台市教育委員会職員賞罰審査委員会の結果の答申について」及び「仙台市教育委員会（平成20年8月定例会）会議録」を双方の請求に共通する対象文書として特定し、賞罰審査委員会開催に係る起案文書の一部を非開示とする決定を行った。また、別記(6)に係る請求については、対象文書の不存在を理由に非開示決定を行い、別記(7)に係る請求については、処分を受けた職員のうち処分当時（平成20年度）も実施機関に在籍していた教育長及び教育局次長が実施機関に提出した「始末書」を対象文書と特定し、その全部を非開示とする決定を行った。

申立人が、本件異議申立てにおいて取消しを求めているのは、別記(6)及び(7)の文書の非開示決定並びに本件一部開示決定のうち賞罰審査委員会開催に係る起案文書に添付された資料2「今回事案の量定」及び資料4「対象職員の始末書」の2点の資料の全部を非開示とした部分である。

なお、賞罰審査委員会開催に係る起案文書に添付された資料4「対象職員の始末書」は、別記(7)に係る請求の対象文書として特定された教育長及び教育局次長の「始末書」と同一のものであるため、本件異議申立ての争点となるのは、①別記(6)の文書の不存在について ②資料2「今回事案の量定」に係る非開示理由の該当性について ③教育長及び教育局次長の「始末書」に係る非開示理由の該当性についての3点である。

(2) 別記(6)の文書の不存在について

実施機関は、平成15年度～平成19年度の5年間における教員採用試験等における口利き、合否の事前通知等の有無について当該5年間に教育長、教育局次長及び学校教育部の管理職であった者に対し聴き取り調査を行い、調査の結果判明した口利き、事前通知等の件数について「集計表」と題する一覧表を取りまとめたが、口利きをした人物及び事前通知を依頼した人物の役職や氏名については、処分の内容に影響しないものであり、調査は行っていないと説明をする。また、調査の結果、事前通知の事実が確認されたが、実施機関として事前通知を依頼する文書を受け取った事実はないと説明する。

当審査会としては、教員採用試験における可否の事前通知を行ったことにより職員を訓告処分又は嚴重注意処分とする決定を行うにあたり、職員に対してのみ調査を行い、事前通知を依頼した側については人物の特定も含め何らの調査も行わなかったとする実施機関の説明は、にわかには首肯しがたいものがある。

しかしながら、当審査会において、実施機関について平成20年度に文書管理システムに登録された文書リストを見分し、関連する起案文書・供覧文書のタイトルを確認するとともに、実施機関に保管されている、教員採用試験等に係る調査、賞罰審査委員会、教育委員会定例会等に関するファイルに綴られた文書の内容及びこれらのファイルが保管されている書庫等について見分調査を実施したところ、口利きをした人物又は事前通知を依頼した人物の氏名等を記載した文書は確認できず、文書の余白等へのメモ書きや備忘録の類も確認できなかった。

また、申立人は、教育長及び教育局次長の「始末書」に事前通知を依頼した相手方の氏名が記載されている可能性を指摘するが、当審査会で「始末書」を見分したところ、氏名など相手方を特定できるような情報の記載はなかった。

実施機関が上記説明に終始し、かつ、当審査会としてその説明を覆すに足る資料を有しない本件において、これ以上、別記(6)の文書の存在を確認することは困難であり、したがって、別記(6)の文書が存在するとは認められないから、別記(6)の文書について実施機関が非開示とした決定は、妥当であると判断する。

(3) 「今回事案の量定」に係る非開示理由の該当性について

「今回事案の量定」と題する資料は、仙台市教育委員会職員賞罰審査委員会規程（昭和55年仙台市教育委員会訓令第3号）に基づき実施機関に設置される賞罰審査委員会において使用する資料として、賞罰審査委員会開催に係る起案文書に添付されたものである。

実施機関は、「今回事案の量定」について条例第7条第6号に該当するとして非開示としたと説明することから、以下検討する。

① 条例第7条第6号は、市の機関、国、他の地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、これを非開示とする旨を定めたものである。また、条例第7条第6号ニは、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの例示として、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」を定めている。

② 「今回事案の量定」は職員の人事上の措置に関する文書であるから、本市の機関が行う事務事業に関する文書であって、条例第7条第6号ニの人事管理に係る事務に関するものであることは明らかである。

したがって「今回事案の量定」を非開示とできるのは、これを開示することにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合に限られることから、以下これを検討する。

ア 「今回事案の量定」は、賞罰審査委員会の資料とするため実施機関において作成された処分の原案であって、処分の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査の基準や着眼点が推測される情報であり、これが公表されている事実は認められない。

イ このような情報が開示されると、処分の対象となった行為に対する評価の程度や判断の状況

等、身分の取扱いの具体的な実態が明らかになると考えられ、非違行為を行った職員がこれらの情報を手がかりに少しでも処分を軽くしようとして率直で詳細な申出を行わなくなり正確な事実の聴取が妨げられるなど、公正な処分を行ううえで支障が生じるおそれが想定される。ウ よって、「今回事案の量定」を開示することにより、実施機関における人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるから、「今回事案の量定」は、条例第7条第6号ニに該当し、非開示が相当と認められる。

エ しかしながら、「今回事案の量定」に記載された情報のうち「処分についての根拠等」と題する段落については、処分の根拠となる地方公務員法の規定が引用されているにすぎず、内部的な審査の基準や着眼点といった情報にはあたらないから、条例第7条第6号ニに該当しないため、開示すべきである。

(4) 教育長及び教育局次長の「始末書」に係る非開示理由の該当性

教育長及び教育局次長の「始末書」は、両人が平成19年度の教員採用試験において選考結果の正式発表前に受験者の合否結果を伝えたことの顛末、その反省等について記載し、実施機関に提出したものである。

なお、(1)に記載のとおり、「始末書」は、賞罰審査委員会において使用する資料として賞罰審査委員会開催に係る起案文書にも添付されている。

実施機関は、「始末書」について条例第7条第2号に該当するとして非開示としたと説明することから、以下検討する。

① 条例第7条第2号本文は、個人のプライバシーの保護を十全ならしめるため、特定の個人が識別され得るような形で、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある形で、個人に関する情報が記録されている公文書については、これを開示しないこととする旨を定めたものである。

「始末書」は、事案の詳細、処分の原因となった行為を行うに至った理由、率直な心情・反省等を様式の指定なく自らの言葉でありのままに記述するものであり、一体として個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものであるから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる。

② 条例第7条第2号は、個人情報（ただし書イ（法令等又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報）、ロ（人の生命、財産等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）、又はハ（公務員の職務の遂行に係る情報）に該当する場合には、例外的に非開示情報から除くこととしている。

申立人は、「始末書」には公務員の職務の遂行に係る情報が含まれているから、条例第7条第2号ハに該当し、開示すべきものと主張する。確かに合否結果の事前通知という行為は、職務に関連して行われたものであるが、「始末書」に記載された個人の心情、反省、決意等は個人の人格と密接に結びついたものであり公務員の私事に関する情報というべきであるから、条例第7条第2号ハに該当するとは認められない。また、「始末書」は、法令等又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されているものではなく、また、人の生命、財産等を保護するため、公にすることが必要であるものとも認められないから、条例第7条第2号本文に該当するものと認められる。

③ なお、「始末書」を公にすることとなると、開示されることを意識して、職員がありのままの事実、心情等の記載を躊躇し、実施機関において処分を行うために必要となる正確な事実等の把握が困難になるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが生ずると認められるため、当審査会は、「始末書」については、条例第7条第6号ニにも該当するものと判断する。

④ したがって、「始末書」は、条例第7条第2号及び第6号ニに該当し、非開示が相当と認められる。

(5) 申立人のその他の主張について

申立人は、その他合否結果の事前通知に関連し、様々な意見を述べ、指摘をしているが、これらの意見や指摘についての判断は、当審査会の所掌範囲を超えるものであり、また、当該判断により、上記(2)~(4)で述べた本件異議申立てに対する当審査会の判断が左右されるものではない。

(6) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

なお、当審査会が直接答申の内容とすべき事柄ではないが、申立人が主張するその他の諸点のうち当審査会においても議論のあった点があるので、これについて付言する。

職員の処分という重要な決定を行うにあたっては、十分に精査し、決定に至るまでの過程を文書化して明らかにしておくべきであることは言うまでもなく、さらに本件処分については、大分県において教員採用試験等をめぐり教育委員会の職員等が逮捕、起訴されるという事件が大きく取り上げられる中、市民の関心が高い状況にあったところである。にもかかわらず、処分を検討・決定するにあたり、事実確認の基礎となる資料として実施機関において作成・取得された文書が、被処分者からの「始末書」及び聴き取り調査の結果をまとめた「集計表」のみであったことについて、当審査会は、情報公開制度の適切な運用の前提となる公文書管理の観点から不十分と考えるところである。今後とも実施機関として市民への説明責務を果たしていく上で必要な公文書の作成、保存について十分に配慮されるよう望むものである。

別記

教員採用試験に関する口利き及び結果を合否発表前に教えたことについての調査並びに関係者の処分に関する以下の文書

- (1) 文部科学省や宮城県教育委員会が調査の指示や依頼をした文書
- (2) 仙台市教育委員会が行った調査に関する起案書
- (3) 調査の対象になった人物の名前や役職が分かる文書
- (4) 聞き取り調査をした際の質問事項が分かる文書
- (5) 回答した内容が分かる文書
- (6) 口利きをした人物の名前や役職が分かる文書
- (7) 処分された者が合否結果を教えることになった理由が分かる文書
- (8) 荒井崇教育長を訓告処分することになった審議内容が分かる文書
- (9) 西城正美教育次長を厳重注意処分することになった審議内容が分かる文書
- (10) 梅原克彦仙台市長が奥山恵美子副市長（前教育長）を厳重注意処分する根拠になった，仙台市教育委員会からの報告書
- (11) 梅原克彦仙台市長が上田昌孝健康福祉局長（前教育次長）を厳重注意処分する根拠になった，仙台市教育委員会からの報告書
- (12) 口利きや合否結果の漏えいなどの数の集計表
- (13) 昇任選考についても調査をしたのであれば，その関係文書

審 査 会 の 処 理 経 過

(諮問第47号)

年 月 日	内 容
平成20. 11. 27	・ 諮問を受けた
20. 12. 16	・ 実施機関（教育局総務企画部総務課・学校教育部教職員課）から理由説明書を受理した
21. 1. 5	・ 申立人から意見書を受理した
21. 1. 22 (平成20年度第5回 情報公開審査会)	・ 実施機関から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
21. 2. 5 21. 2. 10	・ 実施機関において見分調査を行った
21. 3. 19 (平成20年度第7回 情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
21. 5. 7 (平成21年度第1回 情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った